

府中市国民健康保険運営協議会の見直しについて

1 趣旨

国民健康保険の制度改革により、平成30年4月から都道府県は市町村と共に国民健康保険の保険者となり、国民健康保険法及び政令により、都道府県及び市町村に国民健康保険運営協議会を設置すること、委員の構成、及び任期が定められました。

市では、東京都国民健康保険運営協議会条例及び近隣市の状況より、府中市国民健康保険運営協議会の見直しを行うものです。

2 内容

(1) 委員任期

国民健康保険法施行令の改正により、委員の任期を3年とします。

(2) 委員構成

現在、府中市国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等を代表する委員で構成されています。制度改革に伴い、市町村においては、被用者保険等を代表する委員は任意とされました。

府中市では、審議にあたり、被用者保険等からの意見は必要と考えておりますので、引き続き同様の構成とします。委員定数についても、従前のとおりとします。

(3) 委員定数

現在、委員定数の2分の1以上の者が出席し、かつ、各代表よりそれぞれ1人以上出席しなければ会議を開くことができないとしていますが、東京都国民健康保険運営協議会条例に合わせ、委員定数の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができないとします。

(4) 委員報酬

近年の府中市国民健康保険運営協議会の開催回数及び他市の国民健康保険運営協議会の委員報酬より、月額から日額とします。なお、委員報酬額については従前のとおりとします。

3 実施時期

平成31(2019)年7月1日